

ディーゼル機関の仕様等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
自動化設備規則
鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

ディーゼル機関の仕様等に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M44(Corr.1)では、ディーゼル機関の型式承認を取得する際に提出すべき資料を規定しており、コモンレール方式を採用する電子制御ディーゼル機関においては、燃料油噴射用の蓄圧器の構造図を提出することを要求している。一方、コモンレール方式を採用しない電子制御ディーゼル機関にあっても、蓄圧器は重要な構成要素として使用されている。このため、IACS は、コモンレール方式を採用しない電子制御ディーゼル機関も蓄圧器の構造図の提出を要求する旨明確に規定する IACS 統一規則 M44(Corr.2)を 2016 年 11 月に採択した。

また、過給機に設ける警報装置等について規定する IACS 統一規則 M73 では、機関区域を無人化するか否かにかかわらず、過給機には過回転となった際に作動する警報装置を設けなければならない旨規定しており、本会は同統一規則を既に本会規則に取り入れている。この程、IACS は、機関区域を無人化する場合に内燃機関に設ける警報装置等について規定する IACS 統一規則 M35(Rev.6)及び M36(Rev.4)に対し、IACS 統一規則 M73 の規定と同様の警報装置を、ディーゼル主機、発電装置及び補機駆動用原動機に取り付ける過給機にも設けなければならない旨明確にする改正を行い、IACS 統一規則 M35(Rev.7)及び M36(Rev.5)として 2016 年 3 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M44(Corr.2)、M35(Rev.7)及び M36(Rev.5)、並びに 2016 年 3 月に採択した IACS 統一規則 M72(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。加えて、同等性を考慮し、ディーゼル機関の製造工場等における試験方法の変更を認める場合がある旨明確化すべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) コモンレール方式を採用しない電子制御ディーゼル機関にあっても、型式承認を取得する際には、蓄圧器の構造図を提出する旨規定した。
- (2) 機関区域を無人化する船舶においては、ディーゼル主機、発電装置及び補機駆動用原動機に、過給機が過回転となった際に作動する警報装置を設ける旨明確化した。
- (3) ディーゼル機関に対し、製造工場等における試験を追加する場合がある旨及び

試験方法の変更を認める場合がある旨明確化した。

改正条項

鋼船規則 D 編 表 D2.6

自動化設備規則 表 3.1, 表 3.4, 表 3.7

鋼船規則検査要領 D 編 D2.6.1

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 8.2.2